

## ○東京藝術大学研究倫理審査に関する申合せ

平成 30 年 7 月 26 日 研究推進室申合せ

改正 令和 6 年 11 月 19 日

### (目的)

第 1 条 この申合せは、東京藝術大学（以下「本学」という。）の研究に従事する全ての職員等（教員・事務職員・研究員・学生等、常勤・非常勤の別を問わない）の行う研究活動が、人間の尊厳及び人権を守るとともに、倫理的・社会的規範に適正かつ円滑に実施されるための審査について必要な措置を確認する。

### (審査の対象)

第 2 条 この申合せは、前条に定める研究従事者（以下「職員等」という。）が、本学において行う、次の号に該当する、人を対象とする調査、実験、分析をともなう研究を対象とする。

- (1) 個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等を収集し利用する研究
- (2) 収集された個人データ等を取扱し利用する実験研究、および統計処理などを行う分析研究

なお、職員等による芸術作品の創作過程や作品そのものにおいて個人を特定しうる情報が必須であり、表現の自由に基づきそれが芸術表現として認められ、かつ倫理的・社会的規範に照らして創作の対象になった者や創作に関わる対象者に不利益を与えることがないよう人間の尊厳および人権を守る配慮が十分にされている場合は、それを審査対象とはしない。

### (研究倫理審査機関)

第 3 条 東京藝術大学研究推進室は、学長の責任のもと、職員等が行う人を対象とする研究計画に対して、第 5 条に定める倫理的・社会的規範に照らし、問題点や不都合が生じないよう適切な措置が講じられているかについて審査を行う。

### (研究倫理審査の申請)

第 4 条 人を対象とする研究を実施しようとする者は、「研究倫理審査」に関するチェックシート（別紙様式第 1 号）による確認を経て、「倫理審査申請書」（別紙様式第 2 号）に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、研究推進室に審査を申請する。

### (審査)

第 5 条 研究推進室において室長及び室員は、前条の申請に対して、特に次の各号に掲げる観点に留意して、研究計画の倫理的、社会的妥当性につき、審査を行う。

- (1) 研究対象者の人間の尊厳および人権に対する配慮及び擁護の方法の明示
- (2) 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意（インフォームド・コンセント）を受ける方法の明示
- (3) 研究によって研究対象者に生ずる不利益及びの可能性及び危険性の明示

(4) 研究データの適切な使用及び保管方法の明示

- 2 研究推進室は申請を受けた後、速やかに研究倫理審査会を開催しなければならない。
- 3 研究推進室が必要と認めたときは、当該倫理的、社会的見地に照らし、室員及び研究倫理専門委員以外の、専門的知見を有する室員以外の第三者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。
- 4 研究推進室は、審査の結果を「審査結果通知書」(別紙様式第3号)により、速やかに申請者へ通知する。

(審査結果の遵守)

第6条 申請者は研究推進室から審査結果が通知されたときは、当該審査結果に従い、研究を実施または中止しなければならない。

(研究実施許可)

第7条 多機関共同研究に係る研究計画については、共同研究機関と事前に調整を行った上で、他の研究機関に設置された研究倫理審査委員会による一括した審査を求めることができる。

- 2 医学系の『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針』に則るべき、人に関する研究計画については、他の研究機関の倫理審査委員会で審査を行うものとする。
- 3 第1項又は第2項での審査により承認された研究計画については、本学の研究倫理委員会での審査は行わない。ただし、当該研究計画の本学における研究責任者は、本学学長に「研究実施許可申請書」(別紙様式第4号)より当該研究計画の実施許可を申請する必要がある。

(基準の変更)

第8条 この申合せの変更または廃止は、研究推進室の議を経た上で行う。

附 則

この申合せは平成30年7月26日から適用する。

附 則

この申合せは令和6年11月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。